

様式44

令和 5 年 10 月 28 日

三重県知事 殿

伊勢市宮後3丁目5番2号

医療法人 大西クリニック

理事長 大西 久司

電話 0596 (28) 5570

決 算 届

令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年 9月 1日 至 令和5年 8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 大西クリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県伊勢市宮後3丁目5番2号
- (3) 設立認可年月日 平成 元年 8月 21日
- (4) 設立登記年月日 平成 元年 8月 28日

2 事業の概要

(1) 本来業務

診療所

医療法人 大西クリニック

2410805127

三重県伊勢市宮後3丁目5番2号

許可病床数 0

(2) 附帯業務

なし

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年10月25日 令和3年度決算の決定

令和5年 8月25日 次年度の事業計画及び収支予算の決定

(4) その他

様式 2

法人名 医療法人 大西クリニック

※医療法人整理番号 025

所在地 伊勢市宮後3丁目5番2号

財 産 目 録
(令和5年 8月 31日現在)

1. 資 産 額	95,017 千円
2. 負 債 額	20,076 千円
3. 純 資 産 額	74,941 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	45,030
B 固 定 資 産	49,987
C 資 産 合 計 (A+B)	95,017
D 負 債 合 計	20,076
E 純 資 産 (C-D)	74,941

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 大西クリニック

※医療法人整理番号 025

所在地 伊勢市宮後3丁目5-2

貸借対照表

(令和 5年 8月31日 現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	45,030,019	I 流 動 負 債	20,075,833
II 固 定 資 産	49,987,114	負 債 合 計	20,075,833
1 有 形 固 定 資 産	49,987,114	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000,000
		II 利 益 剰 余 金	64,941,300
		純 資 産 合 計	74,941,300
資 産 合 計	95,017,133	負 債 及 び 純 資 産 合 計	95,017,133

法人名 医療法人 大西クリニック

所在地 伊勢市宮後3丁目5-2

※医療法人整理番号

0251

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 9月 1日 至 令和 5年 8月31日)

(単位：円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 業 業 収 益	81,156,118
2 業 業 費 用	83,033,252
本来業務事業損失	1,877,134
医 業 損 失	1,877,134
II 医 業 外 収 益	1,270,319
III 医 業 外 費 用	2
経 常 損 失	606,817
税引前当期純損失	606,817
法人税等負担額	71,972
当 期 純 損 失	678,789

様式6

監事監査報告書

医療法人 大西クリニック
理事長 大西 久司 殿

私は、医療法人大西クリニックの令和4会計年度(令和4年9月1日から令和5年8月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和5年10月25日
医療法人大西クリニック
監事 大西 ちたる